



鄭栄桓 『忘却のための「和解」 : 『帝国の慰安婦』 と日本の責任』 (2016 世織書房)

著者	石田 隆至, 張 宏波
雑誌名	PRIME = プライム
巻	40
ページ	138-147
発行年	2017-03-31
その他のタイトル	CHONG, Young-hwan, "Reconciliation" for Forgetting: "Empire's Comfort Woman" and Responsibility of Japan, Seorishobou, 2016.
URL	http://hdl.handle.net/10723/3061

鄭栄桓『忘却のための「和解」：『帝国の慰安婦』と日本の責任』

(2016 世織書房)

石田 隆 至

(PRIME 研究員)

張 宏 波

(PRIME 所員)

1. 歴史的な文脈や解明された事実の軽視あるいは無視と左右の接近

一昔前であれば「歴史修正主義者」と呼ばれる極端な人々の間で共有されていた歴史認識が、社会一般で広汎に拡がっている。南京大虐殺や従軍「慰安婦」制度そのものを否定するというより、その規模や責任の所在を曖昧化して免罪しようとする言説がそれである。いわく、“南京大虐殺をはじめとした日本軍の残虐行為はそれほど大規模なものではなく、戦闘の一環のやむをえないものだったのではないか”、“従軍「慰安婦」制度は売春業者が連行したもので日本軍の責任ではないのではないか”、“植民地支配は現地社会の近代化を促進した側面もあるのではないか”。こうした主張を展開する言説が近年、書店の店頭やネット上に氾濫していることは指摘するまでもないだろう。

左派・リベラルと呼ばれる人々は、従来こうした見解には距離を置いていた。ところが近年、そうした単純な構図で理解できない事態が起きている。つまり、左派・リベラルまでもがある種の歴史修正主義に与するようになってきている。中国

や北朝鮮が「独裁政権」であり、日本にとっての「脅威」であるとみなす現在の支配的論調を考えれば分かりやすい。戦後の歴史的な文脈や東アジアの基本的な国際情勢を踏まえる限り、東アジアにおける日米安全保障体制のプレゼンスが今も際立っていることは明らかだ。しかし、朝日新聞や東京新聞でも「中国脅威論」を疑うことなく前提視し、中国研究者の多くもまた同様の姿勢に立つことが「客観的」「中立的」という発想を有している。

鄭栄桓『忘却のための「和解」：『帝国の慰安婦』と日本の責任』が問うたのも、左派・リベラルとされる人々を含めたそうした社会的認知の歪みである。いや、根源的かつ徹底的な形で、現在の日本で歴史修正主義的認識が社会全体に浸透しつつある様相をあぶり出そうとしている。

具体的には、2014年に日本語版が刊行された朴裕河『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版；以下、「朴書」と記す）が、刊行後に左派・リベラルから高く評価されただけでなく⁽¹⁾、秦郁彦や櫻井よし子といった右派・極右の論客までもが朴書に高い評価を示している状況を検討対象としている。左右の双方から評価さ

れるという奇妙な現象を引き起こした朴書は、どのような主張を展開しているのだろうか。

朴書は、従軍「慰安婦」の存在を大日本帝国による「動員」の被害者という点では、その蹂躪者である日本兵士と同型的なポジションにあると位置づける。そして、「慰安婦」の行動のなかには「愛国的」と見なせる側面も少なくないことを指摘して、＜日本兵＝「慰安婦」＞という構図を提示した。ともに帝国の被害者であるという点に、民族ナショナリズムの限界を越える日韓連帯の契機を見出せるとして、左派・リベラルは高く評価した。

他方で右派は、従軍「慰安婦」問題における日本軍の責任を過少化し、朝鮮人業者の責任こそ問うべきだとする朴書の立論を高く評価した。責任は日韓双方にあると相対化したところに妥協の可能性を見出したといえる。このように、左派・リベラルと右派・極右が歴史問題をめぐって見解を一致させるというのは、確かに異常な事態といえる。

これに対し鄭栄桓は、日本社会あげての絶賛に見合う内容を朴書が有していないことを、一切の曖昧さを排して徹底的に明らかにしている。いや、高い評価に値しないという次元ではない。恣意的な史資料解釈やその不当な操作なしに朴書の主張が成り立たないにもかかわらず、評価され続けていることの欺瞞性を告発している。

評者らも同様の経験をしたことがある。われわれはこれまで、新中国における日本人戦犯の戦争責任認識や帰国後の平和運動、あるいは中国人強制連行の戦後補償運動などを検討することを通じて、日本社会の歴史認識が歪な構造を有していることに迫ってきた。そして、左派と右派という本来対立的な見解を有する人々の発想や評価が漸近してくる局面を垣間見てきた。

たとえば、新中国で戦犯となって帰国した日本人が例外的といえる明確な加害認識を有していた

ことについて、右派は中国共産党による「洗脳」の帰結だという批判を数十年にわたって展開してきた。「洗脳」といった捉え方が非科学的なものであることは既に先行研究が明らかにしているところだが、左派・リベラルの中にも程度が違うだけでそうしたまなざしや警戒感が存在することを何度も経験させられてきた。

また、中国人強制連行の被害者を支援して戦後補償裁判を進めてきた日本の左派弁護士やリベラルな学者・市民の間に、加害企業との間に成立した「和解」を自己賞賛するような動きが見られた。しかし、その内実は中国人被害者側の一方的な大幅譲歩によって成立したものであり、被害者の要求 — 加害責任の明確化とそれに基づく真摯な謝罪 — はほとんど実現されていない。したがって、「和解」は日本政府や保守的な大企業の欲望に限りなく沿うものであるにもかかわらず、それがほとんど自覚されていない。そうした欺瞞性を批判すると、没論理的な解釈や意図的な虚偽を交えた説明によって頑なに正当化しようとする姿を目にすることになった。

右派の主張がこうして左派・リベラルへも浸食している様相は、解明された事実や歴史的な文脈を受け入れず、自己の願望や欲望に見合う認識に固執していることへの無自覚・居直りといった歴史修正主義的姿勢が全社会的に蔓延していることを意味しているのではないか。

本書は、そうした倒錯した趨勢の現状について徹底して解明したものである。

2. 『帝国の慰安婦』批判およびその反応としての＜鄭栄桓「攻撃」＞

2-1 朴書の主張の妥当性

本書の章構成は以下の通りである。その大部分を、朴書の主張の妥当性を丁寧に検証することに当てている点が特徴である。歴史研究者の書籍と

してはやや特異なものだといえるが、なぜこのような形式を取ったのだろうか。

1. 『帝国の慰安婦』、何が問題か
2. 日本軍「慰安婦」制度と日本の責任
3. 歪められた被害者たちの「声」
4. 日韓会談と根拠なき「補償・賠償」論
5. 河野談話・国民基金と植民地支配責任
6. 終わりに=忘却のための「和解」に抗して

特徴的なのは構成だけではない。朴書を全面的に検討した結果として、その核心的な主張さえ学術的裏付けに耐え得ないもので、さらにいえば問題設定そのものが詐術的だという全面的な批判を展開した。さらに5章後半と6章では、そうした問題点に満ちた書籍であるにもかかわらず、日本社会がそれをきわめて好意的に受容した事実についての分析へと歩みを進めている。

興味深いのは、その結論を提示するにあたり、「多くの人々にとって受け入れがたいものであろう」と鄭が予期していることである（136頁）。そして、この見通しは自己成就を遂げてしまう。後述するように朴書の評価をめぐって行われた研究集会において、朴書を高く評価する左派・リベラル知識人らは、鄭栄桓に対して「攻撃」と形容するほかない集中的批判を展開した。そこで、鄭が本書でどのような結論を提示したのかを、先に確認しておこう。

左派・右派といった立ち位置を問わず、ほぼ全社会的に朴書が受容されたという現象に、鄭は「『帝国の慰安婦』と日本のナショナリズムとの親和性を見出」している（136頁）。つまり「日韓のナショナリズムをいづれも批判しており、自らはこれらのナショナリズムから超越していると考えはず」の日本の「リベラル」知識人もまた、日本のナショナリズムに深く囚われていると指摘する。なぜそうしたナショナルな次元が自覚化され難いのかといえ、[『戦後日本』の真の

歴史は、『大日本帝国』を否定することにより生じる葛藤を避けた、むしろ『大日本帝国』と共存することを選んだ歴史だった」にもかかわらず、戦後ずっと「反省してきた」とする歪んだ自己像を持ち続けてきたからであるとし、これもまた「歴史修正主義」に他ならないと指摘する。右派だけでなく、左派・「リベラル」を含めて現在の日本社会が陥ったこうした状況は「知的・道徳的退廃」であると問題視するのである（127頁）。

きわめてラディカルな批判である。この結論が反発を生むだろうと予測し、実際にそうなったことは非常に示唆的である。鄭がここまで全面的かつ根源的に考察する必要があったのは、逆にいえば、朴書の有する問題性の深刻さと、それを絶賛する多くの声に潜む底なしの無邪気さに対峙するためだったのではないだろうか。

次に、鄭栄桓が朴書の問題点をどう捉えたのかを確認しよう。

鄭が取り上げた問題点は数多い。ここでは、上記にも触れた朴の核心的主張に関して鄭が明らかにした史資料操作・恣意的解釈の実態に触れることで（第3章）、朴書の問題点というものがどの次元のものなのかを確認しておこう。

まず、従軍「慰安婦」が兵士と同様に自身の心身を犠牲にして戦争遂行を支えた「愛国」的な存在だったという朴の主張について検討しよう。これが千田夏光『従軍慰安婦“声なき女”八万人の告発』（双葉社、1973年）に依拠していることは朴自身も記している。朴はそこで、千田が触れているとする写真を取り上げる。そこには、日本髪を結い和服姿の朝鮮人「慰安婦」とされる女性が映し出されており、しかも中国人が彼女らを蔑みの眼で見ているという。それによって、朝鮮人「慰安婦」は「帝国の慰安婦」であり、中国人とは敵対関係にあったことを示そうとした。

ところが、鄭によると、実際にはそういう写真は存在しないという。千田が触れたのは、芸者姿

の女性を中国人男性が眺める写真と、河を渡る「慰安婦」の写真という別々の二枚だった。しかも、前者の女性が朝鮮人「慰安婦」なのか、後者の女性が朝鮮人なのかも明らかではない。二枚の写真を一枚であるかのように扱うことで、朴の核心的主張が構成されているというのである（実際、評者らも朴書のこの部分を読んだ時、一枚の写真であると理解していた）。鄭はこれについて「朴は千田の文章を誤読し一枚の写真と勘違いした」と控えめに批判するが、史資料操作と言われて当然であろう（62-64頁）。

これは一例に過ぎない。千田の本を精査した鄭によれば「どれだけ探しても、朝鮮人「慰安婦」の本質が「愛国」的存在だったとの主張は見つからない」「千田がどこでそう指摘したかも記されていない」という（64頁）。かろうじてそのように読めると思われる箇所も、実際には、自ら「愛国的」であろうとし、また日本人兵士を慰めようとも考えていたと語る日本人女性の事例だった。それをそのまま朝鮮人「慰安婦」に当てはめてしまうのは、「恣意的解釈」の範疇さえ逸脱している。しかもその女性は、実際に慰安所にくると「共同便所」扱いされたとも述べており、「愛国的」だったと解釈できるかどうかとも疑わしい（65-66頁）。また、千田自身は、現実には朝鮮人「慰安婦」と日本人「慰安婦」の扱われ方や振る舞いに差異があることを示唆していた。にもかかわらず、朴は日本人「慰安婦」に関する解釈をそのまま朝鮮人「慰安婦」に当てはめて叙述している（66-69頁）。こうした論証の進め方に鄭は、「本来なら証言から論じるべき仮説を、あらゆる史料解釈の前提として証言を解釈する誤謬を犯している」（69頁）と指摘する。仮説検証とはどのような学術的手続きであるのかといったきわめて初歩的な問題さえ理解されていないというのである。つまり、朴が比較文学の研究者であり、歴史研究者ではないといった擁護が成り立たない

次元の問題を孕んでいるのである。

次に、日本軍兵士と朝鮮人「慰安婦」が構造的には「同志的關係」にあったとする朴の主張についても、鄭は慎重に検証している。この主張において朴が依拠しているのは、被害者自身の証言と古山高麗雄の小説である。古山の小説に出てくる朝鮮人「慰安婦」春江の言葉から、朴は同志意識を読み取る。それは春江が日本兵に対して愉快そうに笑いながら語ったという次の言葉においてである。「運たよ。慰安婦なるのも運た。兵隊さん、弾に当たるのも運た。みんな運た」。鄭はここから「同志意識」を読み取る解釈そのものにまづ疑問を呈している（71-72頁）。

実際に、古山の小説の展開を追っていくと、明確に兵士と「慰安婦」を「同族」だと感じて「同一視」していたと確認できるのは、「慰安婦」ではなく軍人の言葉だということ。つまり、徴兵を拒むことができなかった軍人が、徴用から逃れることができなかった「慰安婦」を「同族」だと感じていたのである。「兵士の意識を女性たちの意識であるかのようにすりかえる」ことで、「同志的關係」という朴書のもう一つの核心的主張が成立していたのである（72-73頁）。朴書が試みたのは、「女性たちの声」ではなく「兵士たちの声」の復権だったと鄭は指摘する。

以上に代表されるように、朴書の論証の問題点を検証した上で導かれる鄭の見解は、次の通りである。「朴裕河の主張——「愛国」的存在、「同志的關係」であった——が我田引水式の史料解釈と循環論法を用いた、方法的にも歴史的な実態においても到底成り立ちえないものであることがわかる」（77頁）。仮に、学会誌で査読される論文や博士学位論文などで朴書のような論証が見られれば、当然不合格になるのではないか。しかし、日本の言論界はこぞって朴書を高く評価した。そうした受容のあり方の問題性について、鄭は分析を進める。

2-2 鄭栄桓の主張に対する「攻撃」的反応

鄭栄桓は「同志の関係」論について、戦中戦後の歴史的な文脈を踏まえると、それが「植民地支配下で繰り返されたイデオロギー」の再現であったことが見えてくると指摘する。「三一独立運動後に『一視同仁』が語られたこと」、戦後の日本政府が「おわび」を表明するときに責任否定論者が「当時は日本人として戦争に協力したではないか」と繰り返し反発してきたことを確認するとき、「同志の関係」論とは常に「植民地支配下の敵対関係を消去する」認識だった。朴もまた「『慰安婦』と兵士の敵対関係を消去」しようとしており、過去の植民地認識と親和的である(75-76頁)。

にもかかわらず、立場を問わず朴書が高く評価されたのは、「右派の植民地認識が日本社会全体に拡散しているからではないだろうか」と指摘する(76頁)。つまり、朴書が提示した事実や学術的価値に対する評価ではなく、評価する人々のナショナリスティックな政治的欲望や歴史修正主義への妥協的姿勢の反映だというのである。朴書が歴史的事実や史資料のもつ文脈性を踏まえることなく、学術的手順を疎かにしているのと同じように、それを評価する者もまた、朴書の主張の妥当性はさて置いて「自身の図式・思い込み」(58頁)に合致するかどうかという基準で評価を下している点で、両者は同型的ではないかという指摘は重い。

なかには、朴書が読者を欺くような不誠実な論証手続きを採っているなら、高い評価はその操作に気付かなかったが故ではないかと留保を付けたくなる読者もいるだろう。この点は、本書における朴書批判が世に問われた後も、朴書に対する高い評価が基本的に変わっていないことを確認するとき、留保も押し流されてしまう。

鄭栄桓の主張がどのように受け止められたのかを端的に示したのが、2016年3月28日に東京大学

で行われた「『慰安婦問題』にどう向き合うか：朴裕河氏の論著とその評価を素材に」という限定公開の研究集会である。朴書に対する評価の分裂をめぐって、擁護派と批判派が直接向かいあって議論する場だった。6月には実行委員会によって「研究集会記録集」がウェブ上で公開され、当日の議論の様子を如実に伝えている⁽²⁾。

鄭は批判派の報告者の一人として登壇しており、本書の内容と同様に、具体的な史資料や事実にも即した批判を展開している。他の批判派の報告でも、朴が依拠した史資料や証言の内容を検討した上で、朴書がそのデータの有する文脈を反転させて使っている実態が具体的に指摘されていた⁽³⁾。

他方で、擁護派の報告は、「朴裕河氏の論著とその評価」がテーマであるにもかかわらず、朴書の内容に関する言及より、朴書の主張の妥当性を全面的に検証する鄭栄桓の議論のあり方を批判する点に重点を置くものが少なくなかった⁽⁴⁾。それが鄭の主張を踏まえた反論という形を取ったのであればまだ理解できるところがある。しかし、実際には鄭の批判に応答しようという側面はわずかであり、「誤読」「感情的」「啞然」といった具体性のない反応にとどまっていた点で、批判というより「攻撃」に近い異様なものだった。この集会は本書が刊行された直後に開かれたが、朴書の擁護論者も含めて本書の内容をまったく知らなかったわけではない。つまり、朴書には巧妙な史資料操作や恣意的な解釈が満ちていることを知らずに朴書を評価していたわけではないのである。鄭が明らかにした朴書に関する事実は、決して「脇が甘い」(上野千鶴子)といったように大目に見ることができる次元のものではないことは、先に確認した通りである。実際に、鄭ら批判派から主張内容以前の基本的問題点を繰り返し指摘された擁護派の登壇者は、きわめて消極的ながらそれを認めている。それでもなお朴書には評価すべき点があるという立論は破綻していると言わざるを得な

いが、そうした不可思議な擁護になったがゆえに、鄭の主張をその内容において応えるのではなく、外形的な反応として退けておく必要があったのだろう。

これほど初歩的な学術的瑕疵があったとしても高く評価するということは、朴書にはそれだけオリジナルで可能性を感じさせるメッセージが孕まれている必要がある。それは何だろうか。

擁護派に共通する評価点としては、「『慰安婦』の多様性を描いたこと」および「植民地主義の問題を問うたこと」が指摘されている。しかし、鄭はいずれの点についても既に本書において批判を展開している。

前者は、「被害者－加害者」という二項対立的枠組みだけでなく、「愛国」的かつ日本兵と「同志」的な「慰安婦」という像を提示して歴史の多様性を描くことが、堅固なナショナリズムに囚われた日韓関係を転換させる新たな可能性をもたらすのではないかという主張である。この点については、先に触れたように、「愛国」的かつ「同志」的という主張そのものが根拠を欠いたものであることを鄭は明らかにしている。また、後者についても、朴書の主張が植民地主義の問題を問うどころか、「植民地主義のイデオロギーに親和的」（104頁）であることを具体的に提示していた。

したがって、朴書を擁護する人々は、鄭の批判に応える形で議論する必要があったが、ほとんど考慮された形跡は見られない。たとえば、「加害－被害」といった二項対立図式をずらして多様性を明らかにするという主張は、ポスト構造主義以降のリベラル知識人の間でしばしば言及される課題である。重要な論点ではあるものの、多様性の追求が相対主義の罠に陥らないことをいかに担保するのかという伝統的な難問にも向き合うものでなければ、植民地責任を消去する議論に漸近するおそれがある。それ故、本来はその点を深めるこ

とによってはじめて、朴書の主張を擁護できるはずだが、そうした具体的な議論はなされず、「可能性」があると指摘されるにとどまっていた。その具体性の欠如を埋め合わせるかのように、鄭に対して「誤読」（上野千鶴子）、「感情的」（浅野豊美）、さらには「『その先』を展望させてくれるもの」ではない、「『多数派』を形成しようという意欲や戦略的判断がまったく感じ取れず、そこには『恐怖政治』をしか予感できない」（西成彦）といった外形的で攻撃的ともいえる批判が繰り返し展開されたのである。これは、解明された歴史的事実や歴史的文脈よりも、「自身の図式・思い込み」に固執する姿勢であると考えられる。左派・リベラルにも「知的・道徳的退廃」が拡がっているという本書の結論をまさに裏書きする事態が奇しくも生じていたといえる。

2-3 2015年末の日韓「合意」をめぐる

2015年末に結ばれた「慰安婦」問題に関する日韓政府の「合意」もまた、朴書への評価と同様に左右を超えてほぼ全社会的に肯定的に迎えられた。そこででも上述したナショナルな退行現象が基礎になっていることを鄭は指摘する（第6章）。

つまり、日本政府の態度は頑迷であり、日韓のナショナリズムも強固になる一方であるから、加害国の「法的責任」にこだわらず従来の二項対立をずらしたものとして、日韓「合意」に可能性を見出す論調が支配的である。しかし、二項対立をずらして多様性に賭けることによって何が生じるのだろうか。仮にそれが被害者の受け入れる「和解」へと繋がるだけの加害側の自責と反省を生み出すのであれば、可能性が感じられるのかもしれない。しかし、「今回の『合意』は、『日本政府の反省と悔い改め、法的賠償』がなされなかったのみならず、日本国内での歴史教育や追悼・記念事業にも何ら言及しないばかりか、韓国内の日本大使館前でそれを問い続けることそれ自体を否

定したのである。これは解決とはほど遠いものであり、異論を封じ込め、忘却するための『合意』であるというほかない（130頁）。韓国では、「慰安婦」当事者の一部や支援者らが「合意」の無効を訴え、学生らも加わって抗議行動が繰り返されていることを考えれば、「解決」とはいえない「合意」をこぞって評価する日本社会の歪さが浮かび上がってくる。鄭は、こうした日韓「合意」の基本的発想は「『帝国の慰安婦』の示した「和解」論そのもの」であると指摘する（131頁）。

ただ、日韓「合意」のような事態が例外的なものだと考える人々が少なからずいるのではないかと考えられる。そこで、今回の「合意」がこれまで繰り返されてきた日本的戦後「和解」の延長上でなされたものであることに簡潔に触れておきたい。

3. 再生産され続ける「日本的戦後処理」

鄭栄桓は、冒頭では「ここ数年の間に日本のメディアで目立つようになった論調がある」（6頁）と控えめに、最終的には先に確認したように戦後日本社会という長い射程で戦争責任のあり方を問題にしている。評者らも、戦後補償問題を検討するなかで「日本的戦後処理」と呼ぶべき歪みが戦後長きにわたって意識化されることなく再生産され続けていることを検討してきた⁽⁵⁾。

その特徴として、以下の諸点を指摘したことがある。

「責任主体を明確にしないまま性格の曖昧な金銭によって強引に解決に持ち込もうとする点」、「謝罪が行われていない点」、「日本側は和解を喧伝するも、被害者側は処理の仕方に大いに不満を残し、逆に次なる火種となりかねない解決の仕方。傷ついた心への二次的侵略。本来回復されるべき被害者の尊厳が逆にあらためて踏み躪られる

ことになっていること」⁽⁶⁾。昨年末の従軍「慰安婦」問題に関する日韓「合意」においても、この特徴がいずれも当てはまる。

日韓「合意」から半年後の2016年6月には、中国人強制連行・強制労働問題をめぐって、被害者と三菱マテリアル社との間で「和解」が成立した（以下、三菱「和解」）。この「和解」についても、産経新聞を除けばほぼ手放しで評価していた⁽⁷⁾。

「和解」成立を支えた左派弁護士やリベラル学者らは「和解」によって謝罪や責任が果たされたと強調するが、一方で「和解」受け入れを拒否する被害当事者を生み出し（2016年10月時点で9名）、被害者を分断する状況が生まれている。一部の日本側支援者は「勝利和解」とさえ呼んでいるが⁽⁸⁾、「和解」参加を拒否した少なくない被害者を排除して「和解」が成立したことを考えればあまりに無神経であり、誰が戦後補償運動の主体なのかと問わざるを得ない。勝利とは、原告・被害者の要求を勝ち取って勝訴した時に使う言葉であるが、三菱「和解」は何を勝ち得たのだろうか？

三菱「和解」を推進した内田雅敏弁護士は、彼自身も関与した先行の中国人強制連行訴訟である鹿島花岡「和解」（2000年11月）や、西松安野「和解」（2009年10月）より「大きく前進した」と指摘する⁽⁹⁾。その4つの論点を評者らのコメントとともに記そう。

(1)下請先も含めた使役企業の全犠牲者を対象にしたこと〔→鹿島および西松との「和解」では下請先の犠牲者の扱いについては争点になっていない〕。

(2)企業の責任者が直接被害者に謝罪したこと〔→これは事実だが、被害者にとって重要なのは「謝罪」の内容であり、内容上の前進があったとはいえない点については後述する〕。

(3)和解金の金額が大幅に増えたこと〔→2000年および2009年前後の「和解」と比べると物価や生活水準の急上昇があり、一概に大幅増とはいえ

ず、後退している可能性さえある〕。

(4)和解金の内訳(使途)が明確になったこと〔→先の「和解」では争点になっていない。この項目が被害者にとって持つ意味は分かりにくく、被害者不在を象徴しているため、補足しておく。鹿島花岡「和解」で拠出された基金の経理が15年以上にわたり未公開であることが原告や遺族等関係者、メディアに指摘され、基金運営委員会が釈明会見をしたことを受けて、同様の事態が生じるのを予防するために設けられた項目と思われる。なお、約束された鹿島基金の経理公開はその後も実現していない⁽¹⁰⁾。基金運営委員長はじめメンバーには裁判を支援した日本人学者や弁護士などが就任している〕。

このように見てくると、内田弁護士の自己賛美とは裏腹に「前進」は一つもないことが見えてくる。

そもそも三菱マテリアル社は「和解」においても被害者を「中国人元労働者」と呼び、内容のはっきりしない「歴史的責任」を認めるという「他人事」のような姿勢を取っている。被害者たちは「労働者」としての権利回復を要求したのではない。訴訟の争点は、「強制連行・強制労働」という戦争犯罪に向き合って「法的責任」を認めさせ、「謝罪」や「賠償」を行わせることにあった。つまり、強制連行・強制労働という戦争犯罪によって毀損された人生と名誉の回復を求めているのである。労働契約を結んだわけでもなく、賃金が支払われたわけでもない「被強制連行者・被奴隷的使役者」を「労働者」と呼ぶのは、「歴史修正」に他ならない。和解文書では企業側が“過ちを改めた”ことになっているが、いかなる過ちをどう改めたのだろうか。性格のあいまいな「歴史的責任」や「和解金」で「和解」することのどこが「勝利」であり「前進」なのだろうか。ここでも上記の「日本的戦後処理」の特徴がすべて備わっている。

鄭栄桓が指摘した左派・リベラル知識人の問題

はここでも当てはまる。内田弁護士は靖国参拝反対運動や憲法9条改憲阻止運動のリーダー的存在の一人として知られる左派人士である。支援者の取りまとめ役でもある田中宏は在日外国人の人権擁護のための活動や研究で知られるリベラル派の学者である。こうした人々が被害者を分断し、「和解」の主体となり、三菱「和解」を自己賛美しているのである。

ただ、彼らも当初からこうした姿勢だったわけではない。1980年代末に始まった加害企業・鹿島建設との長期にわたる交渉や訴訟のなかで、被害者は「労働者」ではなく書類上そのように偽装されたただけだという戦時中のカラクリを明らかにし、法廷闘争においては企業や裁判所が「道義的責任」を持ち出すのは「法的責任」から逃れるためだと痛烈に批判していた⁽¹¹⁾。中国人の被連行現場での被害の実態を明らかにしてきたのも彼らである。

ところが、2000年の鹿島花岡「和解」では、自らが鹿島や裁判所と同じ発想に陥ってしまった。法的責任ではない曖昧な責任と謝罪に終始し、5億円の基金(賠償金でも補償金でもない)で決着させたにもかかわらず、「画期的和解」と自賛した。その結果、原告団長の耿諄氏をはじめとする複数の原告や被害者らが「和解」の受け入れを拒否したが、支援者らは無視し続けた⁽¹²⁾。こうした経緯があったにもかかわらず、同じ弁護士や学者、支援者らが鹿島「和解」と同型の西松「和解」や三菱「和解」を成立させてきたのである。彼ら自身が明らかにしてきた歴史事実や被害者の置かれた歴史的文脈より、支援者自身の「欲望」を優先させていると考えるほかない。

前進どころか明確に後退した要素もある。三菱「和解」では、和解条項が非公開だという。しかも、対外的に非公開であるだけでなく、被害者・遺族に対してさえも非公開だったとされる⁽¹³⁾。鹿島「和解」や西松「和解」でも和解条項は公開

されていた。当事者が和解文書を確認できないのに、受け入れるか否かをどのように決定したのだろうか。これ以上ない被害者不在の「和解」である。「大きく前進」した誇らしい解決なら、公開することにどんな問題があるのだろうか。8月に入って中国語では和解文書の一部が公開されたが、日本語では今も公開されていない⁽¹⁴⁾。

さらに本質的な後退も指摘しておこう。内田弁護士自身が先の論考で明らかにしているように、今回の「和解」成立は、被害者・遺族が中国国内の裁判所で三菱マテリアル社を提訴した裁判（担当は中国側支援者の康健弁護士）が、史上初めて受理されたことがきっかけとなった。それまで「和解」にさえ応じようとせず頑迷だった同社の姿勢に変化が生じ、交渉を経て「和解」に至ったと解説しているが、「和解」より訴訟継続を選んだ被害者・遺族と康健弁護士の主張を排除して強行する形となった⁽¹⁵⁾。加害企業が法的責任に向き合い、真に反省するに至る芽を支援者自らが摘んでしまい、無理に「和解」を推進したといえる。被害者の要求に沿うのではなく、被害者に一方的に譲歩させて「和解」という成果を上げることが日本人支援者が「欲望」しているというほかない。実際に、内田弁護士は次のように記している。「和解の成立のためには、被害者の寛容と加害者の慎み、節度が不可欠である」⁽¹⁶⁾。この信じ難い言葉を、上述の「日本的戦後処理」の特徴を踏まえて言い換えるならば、「寛容」とは“被害者側の一方的な譲歩”を、「慎み、節度」とは“事実と責任を曖昧にしたいという加害者の本心を一時的に隠す”ことを意味する。つまり、加害者が謝罪し反省したふりをすれば、被害者の一方的譲歩を引き出せるという「指南」である。これを「和解」と呼ぶにはあまりにも冒険的であり、被害者の要求とは無縁の「原則無き妥協」に過ぎない。ここには、責任を曖昧にし、事実を無視して歴史を書き換え、金銭で強引に解決を迫るといった戦後処理が歪んだものであるという

後ろめたさを感じ取ることができない。日韓「合意」を導いた日本政府の態度との違いを見出すのが困難である⁽¹⁷⁾。

* * *

本書全体を通じて伝わってくるのは、歴史修正主義を軽視あるいは放置し続けてきた戦後日本社会に対する著者の憤りである。憤るだけでなく、歴史修正主義が跋扈し続けてきた戦後日本社会において、本来取られるべきだった学術的批判を本書自らが愚直に実践している。それは、左派・リベラルを含めた現在の日本社会が陥った知的頹落を前に、それでもなお学術的知性がどこまで踏みとどまることができるのかについて、微かだが確かな可能性を示している。

註

- (1) 鄭栄桓は、高橋源一郎、杉田敦、田中明彦、鎌田慧、上野千鶴子、大沼保昭、岩崎稔、若宮啓文らの名を挙げている。
- (2) 「『慰安婦問題』にどう向き合うか 朴裕河氏の論著とその評価を素材に 研究集会記録集」（2016年6月27日発行）<http://www.0328shuukai.net/pdf/0328shuukaikiroku.pdf>
- (3) 鄭栄桓のほか、小野沢あかね、梁澄子、吉見義明など。
- (4) 西成彦、岩崎稔、浅野豊美、上野千鶴子など。
- (5) 張宏波「花岡訴訟『和解』の問題点：日本の戦後処理の再生産」『戦争責任研究』34号、2001年12月、43-49頁。
- (6) 同上、48頁。
- (7) 各社の社説のタイトルは「三菱マテリアル歴史の責任果たす和解」（『毎日新聞』6月3日）、「過去を直視した三菱マテ和解」（『日本経済新聞』6月3日）、「中国強制連行 意義ある和解の決断」（『朝日新聞』

- 6月6日)等となっている。
- (8) 「中国人強制連行『三菱和解』と『国賠訴訟』報告と連帯の集い」(2016年8月27日)チラシ。
- (9) 内田雅敏「和解のあらたな可能性を切り拓く：三菱マテリアル中国人強制労働事件和解」『世界』884号、2016年7月、253-263頁。なお、鹿島花岡「和解」とは、鹿島組(現・鹿島建設)が秋田県の花岡鉱山で中国人捕虜らを奴役したことに対する戦後補償裁判の結果として成立した訴訟上の「和解」を指す。西松安野「和解」とは、西松組(現・西松建設)が広島県安野の発電所建設地で奴役した中国人元捕虜らが同社を訴えた裁判で敗訴(2007年4月)した後に、訴訟外の「和解」として成立した。
- (10) 「花岡基金管委会解釈5億円去向」『人民網』2011年11月19日；中国紅十字会「花岡基金管理委员会在京发布基金运行及财务管理等情况」2011年11月19日(<http://www.wdredcross.org.cn/contents/144/1710.html>)；「紅十字会重申『花岡基金』已接受審計 未透露審計機構」『人民網』2013年6月5日。
- (11) 「道義的責任は法的責任を否定した空虚さを埋めるための言葉として使用されているだけで、その具体的な内容は一切語られていない。つまり平たく言えば、道義的責任が法的責任を否定するためのダシとして使われているにすぎない」(『控訴理由書』1998年6月22日、36頁)。
- (12) 石田隆至・張宏波「東アジアの戦後和解は何に躓いてきたか?——『全面解決』における『謝罪』について」『戦争責任研究』66号、2009年12月、87-97頁。
- (13) 康健「掩盖事实、逃避法律责任的三菱“和解”」(北京方元律師事務所)、2016年7月12日(<http://www.fangyuans.com/fylaw/news/show.asp?newsid=428>)。
- (14) 「日本三菱公司与中国受害劳工和解書全文公布」『中国青年報』2016年8月15日(http://news.xinhuanet.com/overseas/2016-08/15/c_129228806.htm)。
- (15) 「中国劳工索赔案律师团声明：坚持诉讼维护尊严」『民主与法制網』2016年9月1日。なお、「和解」成立後も訴訟は継続されている。しかも訴訟への参加を表明する被害者遺族は次々と増え、2016年9月段階で150人に及んでいる(「原告数149人に＝日本企業の強制連行訴訟－中国」『時事通信』2016年9月1日、<http://www.jiji.com/jc/article?k=2016090100441&g=soc>)。
- (16) 内田、前掲論文、259頁。
- (17) こうした状況は、同じ弁護士や学者・市民らが支援していた2000年11月の鹿島「花岡」和解、2009年10月の西松安野「和解」、さらに別の支援者グループながら2010年4月の西松信濃川「和解」においてもまったく同型的であった。さらにいえば、新日鉄(1997年9月)、日本鋼管(1999年4月)、不二越(2000年7月)などの日本企業と韓国人強制連行被害者との間で成立した「和解」などでも同じことがいえる。加害者自身は歴史的事実から目を背けるばかりで、自己の責任を直視してそれに向き合い続けるという苦闘を避け、被害者にばかり一方的な譲歩を迫るといふ鄭の指摘は、これまでの日本の戦後処理の大部分に当てはまる特徴といえる。